

## 円山川緊急治水対策事業検討ワーキンググループ運営要領（案）

## （名称）

本会は「円山川緊急治水対策事業検討ワーキンググループ」（以下「検討WG」という。）という。

## （設置）

第1条 検討WGは「円山川流域委員会」（以下「委員会」という。）規約第10条に基づき設置する。

## （目的）

第2条 検討WGは、緊急治水対策事業と円山川のあるべき姿との関係を明確にし、円山川河川整備計画の視点から緊急治水対策事業を検討、評価するための資料作成を行い、円山川河川整備計画の策定に資することを目的とする。

## （検討内容）

第3条 検討WGは、前条の目的のため以下の項目を実施する。

1. 整備目標（確率、流量、整備による目標）の理解
2. 整備メニュー（外水対策、内水対策、ソフト対策等）の理解
3. 整備方法（築堤方法・箇所、掘削方法・箇所、遊水地箇所等）の理解
4. 円山川のあるべき姿との関係整理
5. その他関連の事項

## （運営）

第4条 検討WGは、委員長、委員長代理と一部の委員（自薦他薦）及び学識者等、委員外の専門的な知識を有する者、9名以内で構成する。

2. 検討WGが必要と認めた場合、学識者、河川管理者等構成員外の専門的な知識を有する者に出席を求めることができる。

## （座長）

第5条 検討WGには座長を置くこととし、座長は構成員の互選によって決める。

2. 検討WGは座長が招集する。
3. 座長は検討、審議された内容を課題検討会及び委員会で報告する。
4. 座長に事故がある時には、座長が指名する委員がその職務を代理する。

## （庶務）

第6条 検討WGの庶務は、委員会の庶務が検討WGの指示を受けて以下の業務を行う。

1. 会議資料の作成
2. 議事メモの作成
3. 会議内容のとりまとめ及び報告資料の作成

4 . 運営補助

5 . その他

(方針の改正)

第 7 条 本運営要領の改正は、検討WGにおいて議論する。

(雑則)

第 8 条 本運営要領に定めるほか、検討WGの運営に関し必要な事項は、検討WGにおいて審議し定める。

付則

(施行期間)

この要領は、平成 17 年 月 日から施行する。